

第28期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第28期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
株式会社 デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社が継続、発展していくためには、全ての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識しております。

- イ. 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めております。
- ロ. 監査等委員でない取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告しております。
- ハ. 取締役会は、取締役会規則、職務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等の職務の執行に関する規程を制定し、監査等委員でない取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行しております。
- ニ. 定期的に実施する内部監査では、法令、定款および社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を代表取締役へ報告する体制を構築しております。

② 当社および子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の規程に基づき、安全かつ適正に保存しております。また、取締役は常時これらの文書を閲覧できるようにしております。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に対する規程その他の体制

当社および子会社は事業活動上の重大な事態が発生した場合には、当社代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

また、当社では法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および子会社は、定例の取締役会を開催するほか、適宜臨時の取締役会を開催し、取締役会規則により定められた事項およびその付議基準に該当する事項は、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行っております。

日常の職務執行については、職務権限規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は子会社の適切な管理および経営内容的確な把握のため、当社の監査等委員でない取締役または使用人を出向させることができるようにしております。

また、当社の「関係会社管理規程」に定める管理担当取締役は、必要に応じて、当社の取締役会において子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報に関して報告する体制を構築しております。

⑥ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しながら円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、適時、関係者による会議を開催することとしております。

「関係会社管理規程」に定める管理担当取締役は、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により子会社の経営管理を行うとともに、内部統制の実効性を高める施策を実施し、必要に応じて子会社への指導・支援を行うこととしております。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会で協議した上、必要に応じて使用人（以下、「監査等委員会スタッフ」という）を配置することといたします。

⑧ 前号の取締役および使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の求めにより監査等委員会スタッフとして使用人を配置した場合の当該使用人の異動、人事考課等については、当該監査等委員会スタッフの独立性を確保するため、監査等委員会の事前の同意を得ることといたします。

⑨ 第7号の取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき監査等委員会スタッフに関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の取締役および使用人に周知徹底することといたします。

⑩ 当社および子会社の取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 監査等委員である取締役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、監査等委員でない取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を構築しております。
- ロ. 監査等委員でない取締役は、取締役会において担当する業務執行の状況等を定期的に報告する体制を構築しております。
- ハ. 監査等委員でない取締役および使用人等は、取締役の職務執行に関して重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告する体制を構築しております。
- ニ. 監査等委員会に対して報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないよう、監査等委員でない取締役および使用人等に周知徹底するものとします。また、「内部通報に関する規程」においても通報者の保護を規定しております。

⑪ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行にかかる費用等の処理について、その費用等が当該監査等委員の職務執行に必要なでないと証明した場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行うものとします。

⑫ **その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査等委員会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制としております。
- ロ. 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人および内部監査担当と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制としております。

⑬ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社および子会社は財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしております。

⑭ **反社会的勢力排除に向けた体制**

当社および子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当要求等を受けた場合は組織として毅然とした態度で臨むとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の専門機関と綿密に連携し、組織全体として速やかに対応することとしております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

① **内部統制システム全般**

代表取締役社長の指示の下、内部統制プロジェクトチームおよび内部監査担当がモニタリングしリスク評価を行って、必要に応じて改善を進めております。また、内部統制プロジェクトチームは、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

② **グループ経営管理体制**

「関係会社管理規程」を整備し、子会社への指導・支援および子会社からの報告を通じて重要な情報を共有し、当社の取締役会において企業グループとしての判断を行っております。

③ コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス重視の経営の推進、強化を図り、社内外の問題について検討、諮問を行っております。また、内部通報制度による通報・相談窓口の周知に努めております。

④ 取締役の職務の執行

取締役として出席する定例取締役会および適宜開催の臨時取締役会において、重要事項が決定されております。また、取締役会規則および職務権限規程等の規程に基づき、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を行っております。

⑤ 監査等委員の職務の執行

監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議へ出席するほか、重要書類の点検、代表取締役社長等との定期的な意見交換等を行って、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,203,277	3,261,516	△3,732,678	△0	732,115
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	667,340	667,340			1,334,681
資本金から剰余金へ 振 替	△1,173,277	1,173,277			－
欠 損 填 補		△3,821,200	3,821,200		－
親会社株主に帰属す る当期純損失 (△)			△632,087		△632,087
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	△505,936	△1,980,582	3,189,113	－	702,594
当連結会計年度末残高	697,340	1,280,933	△543,564	△0	1,434,709

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	△34	△34	1,788	733,869
当連結会計年度変動額				
新 株 の 発 行				1,334,681
資本金から剰余金へ 振 替				－
欠 損 填 補				－
親会社株主に帰属す る当期純損失 (△)				△632,087
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額 (純額)	－	－	△1,013	△1,013
当連結会計年度変動額合計	－	－	△1,013	701,580
当連結会計年度末残高	△34	△34	774	1,435,449

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数 1 社
 - ・連結子会社の名称 日本革新創薬株式会社
- ② 非連結子会社はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 其他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
- ③ 固定資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産……………定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 8年～22年
 工具、器具及び備品 3年～15年
 - ロ. 無形固定資産……………定額法によっております。
 なお、自社利用目的のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（3～5年）、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。
- ④ 繰延資産の処理方法
 - 株式交付費、新株発行費……………支出時に全額費用処理しております。
- ⑤ 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………債権の貸倒損失の発生に備えるため、特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、企業会計基準第29号第17項に基づき、収益を認識するための5つのステップに従い、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

事業収益は、主にライセンス許諾に係るロイヤリティ収入、契約一時金及びマイルストーン収入等が含まれます。ロイヤリティ収入は、ライセンスアウト先の企業の売上高等に基づいて生じるものであり、ライセンスアウト先の企業において自社創製品及び導入品が販売された時点で収益を認識しております。契約一時金は、顧客への開発権・販売権等の付与が履行義務であり、当該契約を締結した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。マイルストーン収入は、顧客との契約で定められた、規制当局への承認申請等を含む開発フェーズの進捗の条件の達成が履行義務であり、当該条件の達成により履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑦ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（投資有価証券の評価）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 130,200千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、投資有価証券（非上場株式）の実質価額が著しく低下した場合、将来の回復可能性を加味したうえで減損処理の要否を検討しております。将来の事業計画により実質価額が取得価額まで回復が見込まれなかった場合、投資有価証券評価損を認識することで当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

112, 135千円

(2) 財務制限条項

当社は株式会社みずほ銀行と限度貸付契約を締結し、2020年11月25日に借入を実行しております。

なお、当連結会計年度の末日における限度貸付契約に係る借入実行残高は次のとおりであります。

借入実行残高

71, 428千円

借入において、借入先との間で、主に、財務制限条項（各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること）及び遵守事項（当社が株式会社メドレックスと協働して行う事業（DW-5LBT）の「パイプライン」に関わる製品について、借入先と合意した時期までに承認申請及び販売開始を行うこと等）が付されており、これらに抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当連結会計年度末において、遵守事項に抵触する事象が発生いたしましたが、借入先金融機関からは、期限の利益喪失の留保について通知を受けております。

当社は株式会社みずほ銀行と限度貸付契約を締結し、2022年11月30日に借入を実行しております。

なお、当連結会計年度の末日における限度貸付契約に係る借入実行残高は次のとおりであります。

借入実行残高

440, 000千円

借入において、借入先との間で、主に、財務制限条項（各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること）及び遵守事項（当社がアクチュアライズ株式会社と協働して行う事業（DWR-2206）の「パイプライン」に関わる製品について、借入先と合意した時期までに承認申請及び承認取得を行うこと等）が付されており、これらに抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	41, 625, 512株	12, 626, 200株	—	54, 251, 712株

（変動事由の概要）

発行株式数の増加数の内訳は、以下のとおりであります。

新株予約権の行使による増加

12, 160, 200株

譲渡制限付株式報酬の発行による増加

466, 000株

(2) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

1, 489, 800株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な資金以外の一時的な余資を流動性及び安全性の高い金融資産により運用しております。銀行借入及び第三者割当による増資により調達した資金の用途は共同開発中のパイプラインに係る費用及び研究開発資金、事業運営資金であります。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建のものについては、為替変動のリスクに晒されております。当該リスクについて、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の財務状況等を把握し、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクは僅少であります。各部門からの報告に基づき、管理部門が月次で資金繰状況を管理するとともに、日次で資金の残高を確認するなどの方法により、手許流動性を一定水準以上維持することにより管理しております。一部外貨建のものについては、為替変動のリスクに晒されております。借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券 貸倒引当金（※2）	12,477 △12,477		
資産計	—	—	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	605,178	605,178	—
負債計	605,178	605,178	—

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 投資有価証券に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	130,200

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	—	—	—

（注）当連結会計年度の投資有価証券12,477千円に対して、貸倒引当金12,477千円計上しているため、貸倒引当金を控除して表示しております。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	605,178	—	605,178
負債計	—	605,178	—	605,178

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、創薬事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

オランダ	日本	その他	顧客との契約から生じる収益	その他の収益	外部顧客への売上高
327, 224	60, 076	319	387, 620	—	387, 620

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(3) 会計方針に関する事項 ⑥収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権の残高

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首）	125, 023
顧客との契約から生じた債権（期末）	94, 502

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適応し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

26円44銭

(2) 1株当たりの当期純損失（△）

△13円19銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（ 2025年1月1日から
2025年12月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,203,277	3,302,619	－	3,302,619	△3,821,200	△3,821,200
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	667,340	667,340		667,340		
資本金から剰余金への振替	△1,173,277		1,173,277	1,173,277		
準備金から剰余金への振替		△2,647,923	2,647,923	－		
欠 損 填 補			△3,821,200	△3,821,200	3,821,200	3,821,200
当 期 純 損 失 （ △ ）					△622,475	△622,475
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	△505,936	△1,980,582	－	△1,980,582	3,198,724	3,198,724
当 期 末 残 高	697,340	1,322,036	－	1,322,036	△622,475	△622,475

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△0	684,695	△34	△34	1,788	686,449
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		1,334,681				1,334,681
資本金から剰余金への振替		－				－
準備金から剰余金への振替		－				－
欠 損 填 補		－				－
当 期 純 損 失 （ △ ）		△622,475				△622,475
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△1,013	△1,013
当 期 変 動 額 合 計	－	712,205	－	－	△1,013	711,191
当 期 末 残 高	△0	1,396,901	△34	△34	774	1,397,640

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。
- ・ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～22年
工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用目的のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（3～5年）、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費、新株発行費……………支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失の発生に備えるため、特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、企業会計基準第29号第17項に基づき、収益を認識するための5つのステップに従い、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

事業収益は、主にライセンス許諾に係るロイヤリティ収入、契約一時金及びマイルストーン収入等が含まれます。ロイヤリティ収入は、ライセンスアウト先の企業の売上高等に基づいて生じるものであり、ライセンスアウト先の企業において自社創製品及び導入品が販売された時点で収益を認識しております。契約一時金は、顧客への開発権・販売権等の付与が履行義務であり、当該契約を締結した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。マイルストーン収入は、顧客との契約で定められた、規制当局への承認申請等を含む開発フェーズの進捗の条件の達成が履行義務であり、当該条件の達成により履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(投資有価証券及び関係会社貸付金の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式)	130,200千円
関係会社短期貸付金	150,000千円
貸倒引当金(流動)	150,000千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、投資有価証券(非上場株式)の実質価額が著しく低下した場合、将来の回復可能性を加味したうえで減損処理の可否を検討しております。将来の事業計画により実質価額が取得価額まで回復が見込まれなかった場合、投資有価証券評価損を認識することで当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、関係会社への貸付金の評価にあたっては財務内容評価法に基づき評価しております。財務内容評価法により経営状態、財政状態、事業計画の実現可能性を考慮した上で、支払能力を総合的に判断した結果、貸付金に対して貸倒引当金を計上しております。翌事業年度以降、業績の影響等により関係会社短期貸付金の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

①有形固定資産の減価償却累計額	78,047千円
②関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	152,264千円
短期金銭債務	1,947千円
③財務制限条項	

連結注記表の「4. 連結貸借対照表に関する注記(2) 財務制限条項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高	24,490千円
営業取引以外による取引高	55,819千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	286株	一株	－	286株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	1,624,391千円
減価償却超過額	29,220千円
貸倒引当金	51,180千円
株式報酬費用	17,853千円
棚卸資産評価損	185千円
投資有価証券評価損	36,716千円
関係会社株式評価損	190,512千円
その他	746千円
繰延税金資産小計	1,950,806千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,624,391千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△326,414千円
評価性引当額小計	△1,950,806千円
繰延税金資産合計	－千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度から、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	日本革新 創薬株式 会社	所有直接 77.9%	役員の 兼務 資金の 貸付	管理業務 受託（注1）	3,600	未収 入金	330
				資金の貸付 （注2）	50,000	短期 貸付金	150,000
				利息の受取 （注2）	2,219	未収 収益	1,931

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 管理業務受託に係る取引金額は、取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、同貸付に対して150,000千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において50,000千円を貸倒引当金繰入額として特別損失に計上しております。

(2) 役員及び主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は氏名	議決権等の所 有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末 残高
役員	日高 有一	（被所有） 直接 9.50%	当社代表 取締役社長	金銭報酬 債権の現 物出資 （注）	17,997	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 25円75銭
- (2) 1株当たりの当期純損失（△） △12円99銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。